

C. クラブ・サークル活動支援実施要項

- (1) 目的 大学が認定するクラブ・サークル活動を始めようとする学生個人の経済的負担を軽減し、以って活動の活発化を図る。
- (2) 対象学生 1・2学年(ただし、学生後援会及び同窓会会員)
- (3) 支援対象
 - ① クラブ・サークル活動開始時に必要となる物品の購入
 - ② その他の費用
 - ※その他の支援対象は申請時事務局と協議
 - ※申請時以前の活動も、4月まで遡って対象とする。
- (4) 支援内容と返還方法
 - 一人10万円の無利子貸付を行う。就職後1年以内に全額一括返還する。大学院進学の場合は大学院修了後1年以内に返還する。繰り上げの返還も可とする。
- (5) 予算及び支援人数と支援金額の増額
 - 「学生支援基金」残高の1/12が本活動に対する予算となる。
 - ※基金残高が400万円の場合
 - 予算は33万円で支援人数は3人となる。申請者数が7月末で3人を超えた場合は抽選により決定。満たない場合は予算の範囲内で申請者が希望する額に増額する。
 - 予算に残余が出た場合、次年度に繰り越す。
- (6) 申請方法
 - 別添様式C-1(別紙)により、初年度(令和7年度)は7月中に学生後援会事務局に申請し8月中に補助決定を行う。次年度(令和8年度)からは5月申請、6月補助決定を行う。
- (7) 財源 「みえ学生支援基金(みえ学生サポートファンド)」からの貸付金
- (8) その他
 - ①本会は当該活動に対する貸付支援を行うのみであり、当該活動中に起こった事故等について一切の責任は負わない。
 - ②貸付金の返還不履行時の対応等、本要項に規定にない事項については、「みえ学生支援基金」管理規定で定める。